

【件名】

中野駅周辺地区駐車場地域ルールについて

【要旨】

区では、中野駅周辺地区のまちづくりの事業進捗と合わせて適切に駐車施策を進めることを目的とし、中野駅周辺地区駐車場地域ルール（以下「駐車場地域ルール」という。）の検討を進めている。

このたび、駐車場地域ルールの審査機関の指定及び中野駅周辺地区駐車場地域ルール運用基準（以下「運用基準」という。）について、以下のとおり報告する。

1 駐車場地域ルールについて

「駐車場地域ルール」とは東京都駐車場条例に基づく、地区の特性に応じた駐車施設の附置に関する基準のこと。基準に基づき、必要な駐車施設の確保が図られていると知事が認める場合に、駐車施設の台数の軽減、駐車施設の集約設置等が可能となる。

駐車場地域ルールについては、令和2年(2020年)12月に策定している。

2 審査機関の指定について

駐車場地域ルールの申請内容の審査は、地域のまちづくり、交通状況等に関する専門的知識を有する法人その他の団体が行うものとしている。このたび審査機関と協議・調整が整ったので、区と公益社団法人日本交通計画協会で「中野駅周辺地区駐車場地域ルールの審査に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）を締結する。

基本協定の主な内容については以下のとおり。

- ・ 審査機関の指定
- ・ 審査の基準
- ・ 審査の依頼
- ・ 審査にあたっての遵守事項 他

なお、公益社団法人日本交通計画協会とは、非営利の総合研究機関及び事業推進団体で、合理的、効率的な総合交通体系の整備を図るため、国内外の交通・都市問題の解決に取り組んでいる団体である。

3 運用基準等について

駐車場地域ルール及び運用基準については、審査機関と審査内容等について調整を行うとともに内容の整理を図り、文言の修正を行った。

4 運用開始について

今後、審査機関と審査手続き等について調整を進め、「中野駅周辺地区駐車場地域ルールに関する実施協定」(以下「実施協定」という。)を締結する。また、審査に必要となる運用指針を作成し、HP等で公開するとともに、駐車場地域ルール及び運用基準を公告・施行し、運用を開始する。

5. 今後の予定

令和5年10月	審査機関と基本協定の締結 運用基準の策定
令和5年12月	審査機関と実施協定の締結 運用指針の策定 駐車場地域ルール、運用基準の公告・施行、運用開始